2024年9月12日

最高裁判所第二小法廷　御中
令和6年（オ）1067号
令和6年（受）1368号

上申書

[redacted]
ホームヘルパー国家賠償訴訟支援者
有田　和生

私が京都でホームヘルパー事業を開設し20年になりました。20年増えることない介護報酬のもとでも仲間たちと踏ん張り、地域での障害者と高齢者の命と暮らしを守ってきました。

時代は障害者も高齢者も住み慣れた地域と自宅で暮らすことを求めています。

それは障害者、高齢者の願いとも合致します。

それはすなわち、重症化した人々が自宅で暮らす人が増加していくということを意味します。

私たちが事業所で支える人々も要介護5でまったく動くことのできない方の一人暮らしを支えるということが日常の業務の中にいくらでもあるというのが現状です。それは、病状の悪化で本人の命を守るために再び病院に身を預けるということも頻回に起こるということです。

そうすると事業所は一気に10万円単位で減収になります。不安定就労を余儀なくされているいわゆる「登録ヘルパー」も事業所同様に一気に給与が減ってしまうということが日常茶飯に繰り返されています。

つまり日本の介護はこれだけ脆弱な労働環境に依拠しているのです。国はそうした環境を介護保険創設から今日まで放置し続けてきたのです。その結果が裁判官の皆様もご存じの介護崩壊ともいえる人材の介護現場からの流出です。

4月に実施された報酬改定もこのように絶望的な労働環境を改善するために現場の苦境に国は寄り添ってくれたのでしょうか？

国の回答は報酬のマイナス改定でした。

このままではホームヘルパーの労働条件の改善どころか事業所の存続自体が危ぶまれています。その低報酬でも国は私たち経営者に登録ヘルパーの待機時間の賃金、移動時間の賃金を支払えといいます。今年上半期の介護事業者の倒産件数は81件（前年同期比50.0%増）です。余裕ある経営ならばここまで介護事業者の倒産、廃業は続出しません。

本訴訟での一審判決、二審判決はそんな事実に目を塞いでいないでしょうか？

司法に携わる皆さんもいずれ歳を負います。そして皆さんのご家族もいずれ介護が必要になるはずです。そのときに支える人が残っていないという時代になってはなりません。

本件訴訟において私はこれまでの非人間的な介護政策を改め、人々が安全安心に暮らせる社会作りの第一歩を踏み出せる司法からのエールを是非判決という形でいただけることを心から願っています。

以上